３．大規模行為における重点地域ごとの視点場と眺望・景観形成基準等

３－５．電車通沿線地域

３－５－１．景観形成基準

電車通沿線地域（重点地域）の景観形成基準は下表のとおりです。下表の景観形成基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 基本事項 | ・市電の車窓からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 | □ |
| ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第２章第２節 P58～59）の内容を確認すること。 |
| 位置・高さ | ・通りに面する建築物等のスカイラインや壁面の位置等は、統一感や連続性に配慮すること。 | □ |
| ・交差点に面する建築物は、壁面後退等により、視界を広げたり、圧迫感を低減させるように努めること。 |
| ・熊本城、水前寺、江津湖周辺地域に含まれる範囲については、それぞれの地域の位置・高さの基準を適用する。 |
| 色彩・材料 | ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 | □ |
| ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 |
| 敷地の緑化 | ・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。 | □ |
| その他 | ・外部の照明には、温かみのある光源を使用し、落ち着いた夜間景観の演出に努めること。 | □ |